

(3) 平和・文化・市民生活

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

全ての人が、性別、性自認*、性的指向*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくり、生涯にわたりいきいきと、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるため、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

2 災害への備えの拡充

災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取組みを行うとともに、迅速な災害対応のため、応急対応力の強化や応急活動体制の整備を進める。近年の災害の教訓等を踏まえ、武蔵野市地域防災計画の見直しを行う。また、地震災害については、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための震災復興のあり方や進め方を検討する。

3 安全・安心なまちづくり

安心を実感できるまちづくりを一層進めるため、適切な方法での情報提供、見せるパトロール等を通じて、地域ぐるみで防犯力の向上を図る。また、特殊詐欺、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等による被害の防止に向けて、警察、消防、商店会等の関係機関・団体と連携し、啓発、対策、訓練等に継続的に取り組む。

4 地域社会と市民活動の活性化

市民による自主的なコミュニティづくり、市民と行政との連携・協働の活動等により積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

5 豊かで多様な文化の醸成

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

市民の能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すとともに、子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。

市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では、読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。

市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行う。

7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。

市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、農地の保全を図る。

基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

1) 多様性の理解及び男女平等施策の推進

全ての人が、性別、性自認*、性的指向*にかかわらず、その個性と能力を生かし、生涯にわたりにいきいきと生活できるよう、引き続き多様性を認め合い尊重し合う社会の構築に向けた取り組みを進める。

本市は、武蔵野市男女平等の推進に関する条例を改正し、令和4(2022)年4月1日よりパートナーシップ制度*を開始した。また、東京都が同年11月よりパートナーシップ宣誓制度を導入したことに伴い、受理証の相互活用に向け、東京都との連携協定を締結した。今後、パートナーシップ制度*に係る適用施策等の拡充に向け検討を進める。同制度の市民や市職員への理解促進及び周知啓発にも継続的に取り組む。

また、令和5(2023)年度に次期男女平等推進計画を策定する。策定にあたっては、令和4(2022)年度実施の男女平等に関する意識調査の結果や国・都の動向を踏まえることとし、男女平等推進審議会へ諮問を行う。

2) 平和施策の継承

本市は戦時中、市内にあった軍需工場を目標に空襲を受けたことから、昭和19(1944)年にはじめて空襲を受けた11月24日を「武蔵野市平和の日」とし、非核都市宣言平和事業実行委員会*と協働した平和啓発事業の実施等、平和へ

の取り組みを行っている。戦後70年余り経ち、当時の戦争体験者が高齢化し戦争体験の直接の伝承が難しくなっていることから、体験者の記憶を残し次世代に伝えていく方法等、平和施策のあり方について検討する。また、時間の経過とともに散逸等の恐れがある民間保有の戦争関連資料の保存等についても研究する。

3) 多文化共生*社会の形成

国は平成30(2018)年に外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を決定し、以降毎年改訂するとともに、令和2(2020)年に地域における多文化共生*推進プランを改訂し、地方公共団体に対して多文化共生*推進に係る計画・プランの策定・見直しを要請した。これを受け、本市では令和4(2022)年度に多文化共生推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す指針となる武蔵野市多文化共生*推進プランを策定し、これに基づき多文化共生*社会の形成に向けた取り組みを推進する。あわせて、外国人市民の円滑なコミュニケーションと社会参加の実現のため、既存の日本語教育を行う団体と連携した日本語教育や、日本社会や地域における慣習、ルール等を理解してもらうための取り組みを進める。

基本施策2 災害への備えの拡充

1) 災害への備えの拡充

今後、30年以内に70%以上の確率で首都直下地震等の発生が予想されている。10年ぶりに見直しが行われた東京の新たな被害想定を踏まえ、啓発活動や支援による市民の防災力向上、住宅や緊急輸送道路沿道建築物*等の耐震化促進、無電柱化への取組み等を通じて、減災に向けたまちづくりを一層推進する方策を検討する。

気候変動の影響により、今後は降雨量や洪水発生頻度の増加が見込まれている。河川と連携した下水道施設整備の検討や雨水浸透施設*等の設置推進を図るなど、あらゆる関係者の協力のもと流域における治水対策を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、大規模災害や風水害等に備えた即応力の強化や迅速な復旧・復興の実現のため、災害対応力向上の取組みと多様な組織との連携及び訓練による防災体制の確保を推進する。市外からの人的・物的支援を円滑に受けるための受援計画*等の実行性を検証する。

基本施策3 安全・安心なまちづくり

1) 安心して暮らし続けられるまちづくり

市内の刑法犯認知件数*は平成14(2002)年のピーク時に比べ大幅に減少したが、さらなる体感治安の向上を図るため、「見せるパトロール」や「地域の防犯力向上」の取組みを進める。一方、特殊詐欺の発生件数は高止まりしているとともに、手口も巧妙化しているため、警察等の地域の関係機関と連携し、防止活動の継続と、被害にあった際の消費生活相談の周知に取り組む。また、世界的な政情不安のなか、ミサイル発射やテロ発生などの様々な脅威に対する備えや、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた、新型感染症に対する体制の再構築など、危機管理体制の充実を図る。

基本施策4 地域社会と市民活動の活性化

1) 時代に合ったコミュニティのあり方検討と市民活動の連携

本市は、昭和46(1971)年のコミュニティ構想*に基づき、市民運営のコミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりを進めてきた。全市的な町内会の体制を取らず、市民が主体的・自発的に地域のまちづくりに取り組んできた点は大きな特徴である。

現在、コミュニティ協議会をはじめ、地域社協(福祉の会)*など地域別に組織された団体、テーマ性を持つNPOなど多くの団体が多様な活動に取り組んでいる一方、各団体が担い手不足や相互連携等の課題を抱えている。これらの課題解決のための取組みを検討する。

2) コミュニティセンターのバリアフリー化

エレベーターが未設置の中央コミュニティセンターと本町コミュニティセンターについて、バリアフリー面の課題を解決するため、具体的な対策を検討する。

3) 市民活動の活性化

令和3(2021)年度の第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定時には、市民活動の継続にあたって資金確保、広報、活動拠点等の課題が挙げられ、他団体との連携・協働のニーズやコロナ禍でのオンラインの取組みも確認された。市民活動への参加を促進する取組みや市民活動の広報、オンライン活動、多様な主体間の連携・協働等への支援を進める。

基本施策5 豊かで多様な文化の醸成

1) 都市・国際交流事業の推進

本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでいる。海外交流事業については、青少年の相互交流を通じて、多様

な文化への理解の促進を図る。また、国内交流事業については、都市と地方、消費者と生産者が交流し相互理解を進めるため、アンテナショップ「麦わら帽子」*等での友好都市の魅力の発信や市民交流等による相乗効果でさらに友好を深める。

2)文化施設の再整備等による文化振興の推進

令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の活用や整備について検討が必要である。

武蔵野公会堂は設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度に改修等の基本計画を策定し、市民文化の拠点として再整備を行う。

芸能劇場は、利用の実態等を踏まえ、古典芸能の保存等という設置目的を再検討するとともに、老朽化している各種設備を更新する必要がある。

茶会などで長年に渡り活用されてきた松露庵は築後80年が経過し、調査の結果、建物の物理的限界が近いことが判明したため、今後の施設のあり方について、建物の状況を勘案し廃止も視野に入れ検討する必要がある。

3)文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携

令和4(2022)年度に(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団が合併し発足した(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*では、文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を目指している。合併による効果を発揮し、ブランディングの強化を図れるよう市も適切な指導監督を行うとともに、文化・スポーツ・生涯学習に関する市の施策について、事業団と連携して展開する。

基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

1)生涯学習施策の推進

武蔵野プレイス*、武蔵野地域五大学*、社会教育関係団体等、多くの活動主体によって、市民が多様に学ぶための環境が維持されている。さらに生涯学習を推進するため、人生100年時代*や社会環境の変化に対応した個人の学び直しや、学びを通じた人々と地域のつながりづくり等について取り組む。また、社会教育委員、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*等と市で連携し、個人の学びを他者へ伝える仕組みづくりを検討する。

さらに、学校教育活動を支援・補完する体験学習などの生涯学習活動について推進する。

図書館は、ICT等をさらに活用することで、全ての人への適切な読書環境の提供と読書支援に取り組む。また、地域課題解決に取り組む機関等が図書館の資源を活用できるよう、場の提供や情報発信等の連携を行う。子どもたちの「生きる力」*が育まれるよう、これまでの実績を踏まえさらに子ども読書活動を推進する。そして、それらの役割を果たすためには、図書館行政を担う人材の育成が必要である。

武蔵野ふるさと歴史館*は、博物館・公文書館・文化財保護普及の3機能を複合的に活用し、シビックプライド*を醸成する。博物館として収集基準の作成と収蔵資料の価値づけを行い、公文書館として将来にわたる説明責任を果たすべく保存・閲覧・講座・展示等の各事業を展開する。また、他館、大学等との連携・協力のほか、子どもや家族連れを対象とした事業の充実を図りながら、切れ目のない生涯学習支援を推進する。

2)市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

国際スポーツ大会のレガシー*を生かし、子ども、子育て世代・働き世代、高齢者、女性など、年齢や性別、また障害の有無に関わらず、市民の誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組みを進める。スポーツ活動の拠点である体育施設は老朽化が進んでいるため保全等工事を行う。温水・屋外プールは第二期武蔵野市スポーツ推進計画に示された方向性を踏まえ、現在の屋外プールの課題を解消しつつ、さらなる市民のスポーツ推進を図るため、屋外プールの廃止を支持する市民アンケートの結果も考慮し、全天候型の屋内プールの充実を検討する。

旧桜堤小学校跡地は、当面は近隣の小・中学校の校庭等として活用し、隣接する市立学校の改築等整備状況を勘案したうえでスポーツ広場等の整備について検討する。

基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

1)産業の振興

第三期武蔵野市産業振興計画の推進を通じ、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社会の変化に合った産業振興施策を展開する。コロナ禍において市内事業者や市民生活を守るため、数々の緊急経済対策を講じ、あわせて効果検証も実施してきた。そこで得た知見を計画策定に生かす。

事業承継などの相談機能を追加し、「むさしの創業・事業承継サポートネット」を再編した。引き続き関係機関と創業から事業承継まで幅広い相談に対応可能な窓口を運営する。

関係団体等と協力しながら、産業の育成や産業と他分野の連携、商店会の環境整備、情報

化・国際化への対応、多様な人材を生かす雇用・就労支援等に取り組む。

2)まちの魅力向上を目指して

コロナ禍における観光推進のあり方について、これまでのインバウンド*型に加え、マイクロツーリズム*等の地域密着型も含めて再考するため、第三期武蔵野市産業振興計画の策定の際に議論する。

令和4(2022)年度より試行実施している産業連携プロジェクト「CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)」*により、市内産業の横断的なコラボレーションを目指し、クリエイティブ産業を含めた本市の新たなチャレンジ事業として、魅力創出を図る。また、映画・音楽・アニメーション・漫画等の市内に豊富にあるコンテンツを生かしたまちの魅力向上を推進する。ふるさと応援寄附*は都内の近隣住民へのPR手段としては有効であるため、積極的に活用し、まちの魅力に触れる機会を増やすことにより、本市への訪問者の増加を目指す。

3)農業の振興と農地の保全

市内農家戸数は漸減しており、高齢の従事者が依然として多い状況である。

そのため、将来にわたって農地の適正な肥培管理*を継続させ、農地を保全していくために、都市農地貸借円滑化法に基づく貸借の支援や農福連携*事業に取り組む。

さらに、産業連携プロジェクト「CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)」*にみられるような新たな取組みに意欲的な若手農業者も多いため、JA東京むさし武蔵野地区等の関係機関とも連携しながら、さらなる農業振興を図る。

また農地は生産地としての機能のみならず、災害時の避難場所や雨水の涵養などをはじめ、都市における貴重な役割も担っているが、個人の財産であり、保全に関する行政の介入には限

度がある。相続時の売却面積を少しでも減らすために、経済的な支援を継続するなど、行政として側面的な支援を行うとともに、他施策の可能性についても研究を進める。